

全国青年税理士連盟

連盟本部

東京都渋谷区千駄ヶ谷5-20-11

第1シルバービル5F501号

電話 03(354)4162

発行人 会長 渡辺 矩行

編集人 広報部長 益子 良一

第14回定時代議員総会、東京で開催

全国の青年税理士の情熱が結集！

会長に渡辺矩行君を選任。

来年の大会は、神戸に決定！



主 な 目 次

'81東京大会報告	2	各单位会報告	21～23
会長あいさつ	3	単位青税紹介(埼玉青税)	23～24
新部長あいさつ	4～7	全国大会東京観光記	25
第14回定時代議員総会報告	8～9	全青税のゴルフ大会に参加して	25～26
分科会報告	9～16	チビッコ感想文	26～28
業務改善研究発表	16～18	編集後記	28
熊本「牛島税理士訴訟」傍聴記	19～21		

'81年東京大会報告

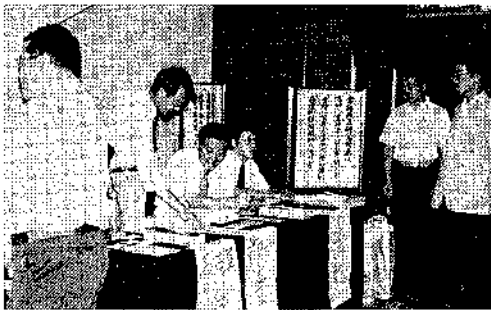
東京大会成功!! 御支援ありがとうございました

大会参加者 547 名

去る7月24、25、26日全国青税連第14回定時代議員総会「'81年東京大会」は、史上最大 547 名の参加者を集めて、盛大裡に挙行されました。

これも偏に会員諸兄の絶大なる御支援、御協力の賜と深く感謝申し上げますと共に、全国青税連会員の団結力と意識の高さに敬意を表する次第であります。

一年前に実行委員会を発足させました時には、知り尽された首都東京での大会に、どれだけの参加者が得られるのか、あまりにも交通至便で宿泊者の確保が難しいのではないかと……等々不安がいっぱいでした。又大会が年々派手になり青税本来の姿が失われてきているのではないかとという事にも慎重に協議し、2泊3日都心部での大会を決定いたしました。鹿児島大会以後、家族同伴の大会がすっかり定着し、参加人員も増加の一途を辿っている中で、本年は特に、税理士法、商法が不満ながらも一応の決着をみて、表面的には平穏な空気が流れている中、絶対的に会員諸兄を引きつける何か欠如する大会を迎えざるを得ないという事から、大会参加者の予定数確保が悲願でありました。岡山大会で広げた大プロシキ(500名規模の東京大会)も、大プロシキとはならずに済みました。各単位青税の連絡員の諸先生に深く感謝申し上げます。又後半急ピッチで参加動員をかけて



受付準備はすべてOK。

大会を大成功にもっていかけてくださったホスト役の東京青税坂田会長始め関係者の諸兄に厚くお礼申し上げます。

さて、7月24日史上最大 547 名の参加者を集めた東京大会の幕が切って落されました。大会々場

大会実行委員長 石井吉夫

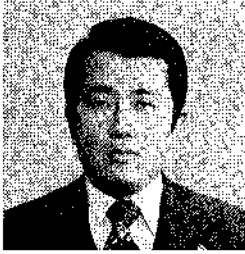
サンシャインプリンスホテルまでの道順が幾通りもある為、道案内を立てなかったのですが、その為に迷って困った会員諸兄には、大変申し訳ない事をしました。6時より開催された前夜祭には、梶山篤参議院議員、波多野東京税理士会々長をはじめ多数の来賓をお迎えし、定刻好スタートを切り



歌う青税チャンネルズ

った訳ですが、開始早々料理がスッカランになってしまい会員諸兄からエライ大目玉をいただきました。しかし乍ら旺盛な食欲にホテル側もビックリだった様です。青税の面目躍如というところでしょうか。とにかく前夜祭は会場を立錐の余地もない程にうめつくし、一年ぶりの再会をよるこび合いました。

翌25日は、朝9時からシンポジウム(別掲のとおり)が開かれ、熱心な討論が行われ、総会までのハードスケジュールも無事終了しました。チビツ子ツアー、レディスツアーともに事故なく楽しさいっぱいのうちに終わりました。大会最大の楽しみである懇親大パーティが6時30分よりホテル天覧の間で挙行されました。先ずホスト役の東京青税会員が入場し、“東京おんど”の演奏にのって手拍子の中を全国各地から参集した会員、家族が迎えられ、大会のムードも最高潮に達しました。江戸の風物詩“神田ぼやし”“獅子舞”そして大阪青税の手づくりの劇、東京青税のチャンネルズ等は、パーティを一層盛り上げてくれました。次期大会開催地神戸の会員諸兄による素晴らしいセレモニーで閉会となりました。最終日は、ゴルフに江戸見物に帰路にと、それぞれの思い出を残して東京大会は、静かに幕を閉じました。



全国各地に青税の輪を広げ

良心の灯をともしよう

会長 渡 辺 矩 行

第14回定時代議員総会において、会長に選任され、その責任の重大さをいっそう痛感しております。

ご承知のように青税は、青年税理士の自由な討論の場であり、互いに論じ合い論じ合うことによって、あるべき「真の国民のための税理士制度」の確立を目指し「良識」と「若き情熱」をもって常に税理士業界の先頭にたち内憂外患にひるまず「税理士界の良心」として活動しております。

先の「税理士法改正」「商法改正」にみられるように「国民のため、の」「税理士のため、の」改正ではなく、助言義務等をはじめとする官僚統制強化の税理士法改正であり、監査制度の本質を逸した商法・監査特例法の改正でありました。

「商法改正」はこれで終るわけではなく法務省が当初予定していた大小会社の区分、最低資本金制度の導入、監査対象会社の資本金基準1億円への引き下げ等の法改正がすぐにでも予定されております。こうした中小会社の切り捨てにつながる法改正に対しては断固反対していかなくてはなりません。

そして我々は「納税者の権益を擁護」する基本姿勢を堅持し、全税理士の英知の結集であり、コンセンサスを得ている「基本要綱」の再構築を計るため新たなる運動を展開しなくてはならない。

そのためにも全国各地の青年税理士の良心に訴え、組織の拡充に努力していかねばなりません。

日税連の民主的改革を

7月24日、日税連の総会が開催され、その総会において日税連の機構改革が承認可決された。

機構改革それ自体に対しては何ら異論をもつものではないが、云うまでもなく日税連は全国の税理士会の最高決議機関であり、単位会の協議体である。

しかし、新税理士法の施行に伴う会則、規則等の制定においても、東京会は「会員のため、税理士の権益擁護に関する諸施策を実施すること」を

含む会則の制定に対し日税連は「全文削除」を要求したにもかかわらず「一字一句の修正もなく、大蔵大臣の許可がなされた。

ある単位会においては日税連の要求通りその条文を削除したため会員のひんしゆくをかったように単位会の協議体としての性格が失われている。

このことは先の税理士法改正、商法改正にみられるように一部の日税連幹部の独断的執行により全国の各単位会及び税理士会員の意見が十分に反映されてない結果である。

このことは日税連の組織が会員自体直接参加できない非民主的な制度であるからに他ならない。

それは現行の会長選任方法にも顕著にあらわれている。

民主的な会にあっては全会員の直接投票にするのが最良の方法であるが、少なくとも各単位会の意志決定機関を理事会にそして統一した日に議決権を公平に行使できるよう選任方法を改正することが日税連の機構改革への第一歩であるはずである。

国民から信頼される税理士であるためにも、我々全国青税連は開かれた日税連を目指し民主的税理士業界にするよう努力していかねばならない。

これからの1年間、研修、親睦等を通じ互いに更に理解し合い、自らを研鑽し青税の旗の下にいっそうの発展を目指し新しい執行部の方々の御協力を得て一生懸命頑張っていきたいと存じます。

全国の会員の皆様方の尚一層の御協力、御指導を心からお願い申し上げます。

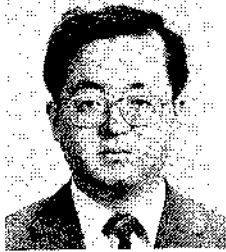


全青税理士会

新 部 長 あ い さ つ

若く貧しく美しく

総務部長 西 川 進



総務部の仕事は、各単位青税共、同様と思いますが、各会議を設営したり、会員に資料を配布したり、各部各委員会との連絡打合せや会長雑務の補助が主なものです。全青税の場合は、プラス各単位青税との連絡、個人会員との連絡事務の仕事が入り、さらに事務局も全青税が担当しているのです。その分苦労がある。しかしこれらはスケジュールを立て消化すればいい話で、もっと企画的な創造性のあるものを行うのも重要任務と心得ている。

さて、税理士法、商法と一応の終末をみた今、業界内部の清浄化が全青税に期待されている。全国青税の総会でも問題となった、某大型電算機利用職業会計人団体の東京税理士会役員選挙介入事件は、日税連会長選にも飛び火した。私達は、6年前大阪合同の会長選で国税当局が介入し、さらに日税連会長選挙にも当局が介入して誕生させた山本会長が、その後、日税連の会務運営を非民主化し、誤った税理士法改正運動をした事を忘れない。今回、一流新聞を使い、大量の通信費をかけ宗教団体まで動員して、全国的に選挙運動を行ったのは一民間営利企業の力量を超えている。国税当局の裏面からの援助がなかった事を祈ると共に国家機構から情報が一部のグループに渡されたという噂は事実でないことを望む。

青税は、税理士制度の発展強化という目的の範囲で、すべての会議での発言は自由である。解釈権は代議員総会に与えられており、どこかの団体みたく会員が意見を述べると、会長が退会を勧告するような事は断じてない。日税連みたく一専務理事の独演会みたいなこともない。青税の原則は若く貧しく美しい青年税理士が、白から考え、行動する団体である。各会員におかれましては、多

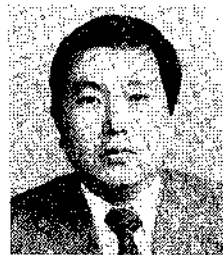
くの会合に参加していただき、正しい覚悟たる意見を発表して下さい。

この一年間、よろしくご協力をお願いいたします。

税理士制度の発展

強化のために

法対策部長 斉 藤 克 彦



商法改悪反対運動への、みなさんのご支援ご協力ありがとうございました。

昨年の税理士法「改正」・本年の商法「改正」は、われわれ税理士さらには国民的立場からも大きな後退といわざるをえない結果となりました。

しかしながら、われわれはこれらの後退を実質的にそうでないものにするため、これらの法の運用を注意深く監視してゆくことが当面重要なことではないでしょうか。

さらにこういった後退を克服するため、われわれは早急に「基本要綱」の理念にそった新たな税理士法改正運動の再構築、そして商法問題については、すでに法制審議会商法部会が開始されたと伝えられている省令の検討作業・全面改正作業に対し早急な対処が必要であると考えます。

また、国民生活や中小企業者を圧迫する新一般消費税を中心とする新たな増税体制に対しても、反対の立場から、これに積極的に取り組んでいかなければなりません。

現在、和歌山・大阪・熊本で係争中の「青色取消処分」訴訟・会費返還訴訟・牛島税理士訴訟等については大会宣言でも明らかなように税理士の権利を守り、地位を高めるため、さらには国民のための税理士制度確立の立場から、これを積極的に支援していかなければなりません。

ますますの税理士制度の発展・強化のためにも頑張らしましょう。

新 部 長 あ い さ つ

青税の質的向上を目差し 研究の輪を全国に

研究部長 橋 本 恭 典



全青税が、各々の単位会および会員と接する場所は、秋季シンポジウムと全国大会のシンポジウムが最たるものと思われま。その点で、研究部の役割は重大であるという認識の基に、今後一年間、研究部の行事を進めていきたいと思

います。

全国青年税理士連盟が発足して15年になろうとしていますが、毎年、新たに会員が入会し、また、単位青税が加入しています。組織が大きくなればなるほど、会員相互間で質的なバラつきが生じるという問題が発生してきます。

ある人にとっては安易な事例でも、他の人にとっては難解な事例になることもあります。我々が税理士業務を初めた時、青税に入会した時を考えれば、毎日が難解な事例との闘いであったはずで。これらの事例を一つ一つ乗り越えた結果、安易な事例になったに過ぎないのです。

そこで、研究部は初心に戻り、古くて新しい問題に取り組み“青税の質的向上を目指し”たいと思います。

単に報告者だけの成果に留まるのではなく、グループによる研究成果を報告することによって、“研究の輪を全国に”広めようではありませんか。そのために、①シンポジウムの報告者を多くし、②小さな単位会から報告者を出し、③報告者は各々の単位会で研究チームを作るということをしていきたいと思

います。

シンポジウムのテーマの設定には、細心の注意を払い、すべての会員が参加できるように幅広くしていきたいと思

個々の力を組織の力に！

組織部長 久 野 肇 一



第14回定時代議員総会「東京大会」を終え、組織強化を重点政策とするこの重大な時に、はからずも浅学菲才の私に組織部長の大役をいただき、その責任の重さに当惑しておりますが、

先輩諸氏の御指導・御鞭撻、さらには優秀な副部長、部員の御協力、御支援を賜り、組織強化を推進していく所存でございます。

「税理士法の改正」は、我々の願いもむなく税理士に対する監督権の強化・義務の強化という望ましくない成果により一応結着し、「商法の改正」も反対運動を行ってきたものの、国会での論議は低調のまま推移してしまいましたが、我々を取り囲く重要問題は山積されており一刻も気を緩めることは出来ません。しかし現状は、大きな山場は過ぎたと、意気味な雰囲気となっております。これではいけません、今一度青税の存在価値を確認し、組織の拡大強化を図り、個々の力を組織の力とすべく努力したいと思います。

現在、全国青税連は12単位青税を数え、会員数も二千数百名となっておりますが、まだ日税連の単位税理士会14の中でも単位青税が設置されていない単位税理士会もあり、全国活動をするに当りその設置が痛感される次第です。残された単位税理士会の地域に重点を置いて、青税組織の結成設置を呼びかけていきたいと思

います。

また、個人会員の入会増強も考えなければなりません。これにつきましては青税の活動・考え方等のPRに努め、既会員から未加入会員への御勧誘をいただき一人でも多くの会員増加が出来るように努めていきたいと思

っています。

つきましては、全青税の組織拡大・強化のため各単位青税・各部はもとより会員各位のさらに強力な御協力・御支援をお願い申し上げます。

新部長あいさつ

神戸大会にむけて！

厚生部長 梶 田 倬



この度、初めて全青税の理事になり、しかも厚生部長という重要なポストに選任され、当惑しておりますが、諸先輩に助言をいただき、この一年、一生懸命、頑張っていきたいと思ひます。

全青税の厚生部の主な活動は、全青税一年間の集約である定期総会後の各種視察行事及び全青税シンポジウム時の厚生活動であります。

第14回定期大会は地の利を得た東京池袋の「サンシャインシティ」ということで史上最高の参加者を得て、全国青税の連帯と友情を見る思いがしましたが、第15回定期大会は、現在ポートピア'81が開催されている海の文化都市、港神戸で開催されます。

神戸は六甲の山なみと青い海にはさまれて点にする異人館、ファッションなブティック、世界各国料理のレストラン……。港を玄関口として開放的で異国情緒ただよ町で、「緑と、心のふれあいと、生きがいのあるまち神戸」を合言葉に神戸っ子のまちづくりがされています。

今回は、大青税兵庫県支部の役員皆様の大変な熱の入れようで、すでに3回程度の準備委員会を開催し、100万ドルの夜景を見ながら、何か港神戸らしいユニークな大会にしたいと、頑張っており、費用面及び時間的にも、できるだけ負担のかからない運営で、多数の会員が参加できるように検討しております。

また、厚生部としては、本年は秋季の全青税シンポジウムの開催時に多数の参加を要請する為、全青税ゴルフ大会を開催してはと考えており、距離的、時間的制約等がある全国青税会員諸兄の為会員の親睦と研鑽が同時に図れるように努力して行きたいと思っております。全国の青税会員

が一同に集い、親睦を深める数少ない機会ですので、会員多数の一層の参加と協力を御願ひ申し上げます。

財政基盤確立のために

一層の御協力を！

経理部長 小 沢 岳 彦



去る7月25日の東京大会代議員総会において、再度経理部長を仰せつかりました。昨年度は初めての体験ですので、前任の小林孝治先輩に大変ご迷惑をかけたがらの一年間でした。財政

的に考えると昨年度は、借入と未払の償還に力を入れて、各単位青税の協力を得て、年度末には借入も未払も“ゼロ”の決算を組むことができました。しかし決算書でご承知とは思いますが、予算と比較して支出をおさえた傾向がありますので、関係役員各位には、ご迷惑をかけたと思ひますので紙上をかりて、おわびいたします。また多くの会員から「青色取消処分訴訟」カンパや、事務局設置借入償還の際のカンパ、事務局に米たからと云ってカンパ、遠隔地で協力ができないからとカンパなど心温まる思いもさせていただきました。

さて、本年度の経理部の事業内容としては、昨年度の実績の上になつて、(1)会費請求の合理化、(2)経理規程と決算書表示の研究、(3)事務局設置借入償還の改訂などを考えております。また昭和56年度事業計画に「特に未組織の地域に組織づくりを行うために積極的に努力していきたい。」との方針があり、渡辺矩行新会長の就任挨拶でも、組織拡大の意欲が示されておりますので、常務理事の一人としてこの方針を積極的に推進し、全国各地の新しい青税の仲間と語り合いたいと思ひます。

紙面の刷新と広報の役割

広報部長 益 子 良 一



全国青年税理士連盟（以下全国青税という）の第14回定時代議員総会で、広報部長をおおせつかりました。全国青税も、創立以来15周年を迎えようとしております。

今回の広報から、伝統ある「縦書き」から、「横書き」へと紙面を刷新しました。

「横書き」へ紙面を変更した理由としていくつかありますが、主な理由は、「見やすさとわかりやすさ」です。

今日発行されている広報類あるいは雑誌類をみてみますと、縦書きより横書きが増えているように思われます。

人間の視覚も、人間工學上、縦書きの文章を読んでいくより、横書きの文章を読むほうが疲れない見やすいということを、なにかの本で読んが記憶があります。

また、数字をつかう文章ですと、縦書きですと

漢数字となりますが、横書きですとアラビア数字を使用することができます。

紙面は、縦書きから横書きになりましたが、内容的には、従来以上に充実した紙面にしていきたいと思っております。

私たち税理士業界をとりまく環境は、制度問題を始め業務問題ときびしいものがあります。

広報は、その時々直面している問題について、青年税理士の立場から意見を主張していく場でもあります。

また、全国各地で私たち税理士にふりかかっている問題（例えば、和歌山青色取消訴訟、熊本の半島税理士訴訟等）について、全国の会員に知らせていき、みんなで考え、「決して一人で闘っているのではない。後ろには全国の青年税理士がついている。」ということを知らしめる手段でもあります。

広報の役割は、それだけではありません。

業務事例の研究発表、あるいは各単位の近況報告、四季折々の随筆等で紙面を構成していきたいと思っております。

このように広報は、全国青税の顔であると同時に、会員相互の意見発表の場でもありますので、会員の皆様の積極的な投稿をお願いします。

大 会 宣 言

全国青年税理士連盟は、第14回定時代議員総会の名において、次の通り宣言する。

- I. 国民のための税理士制度の確立をめざし「税理士法改正に関する基本要綱」の理念にそって新たな税理士法改正運動を展開しよう。
- I. 大小会社区分、最低資本金制度導入など中小会社の切捨てと、税理士の職域を侵害する商法改悪に断固反対しよう。
- I. 国民生活および中小企業者を圧迫し、租税制度と税理士制度を根底からゆるがす新税の創設を阻止しよう。

I. 税理士の権利を守り、地位を高める訴訟を全面的に支援しよう。

I. 権力を背景にした国税幹部職員の不当な天下りを糾弾しよう。

I. 日税連、日税政の会務運営を民主化させよう。

以上の目的を達成するため、われわれ全国青年税理士連盟は、さらに活発な日常活動を行い組織を拡大し強化しよう。

昭和56年7月25日

全国青年税理士連盟
東京大会

第14回定時代議員総会報告

—活発な討議がなされる—

全国青年税理士連盟の第14回定時代議員総会は昭和56年7月25日午後2時35分より、東京池袋のサンシャインプリンスホテル3階天覧の間で、司会、東京青税の斉藤克彦君と西川進君で開会された。物故会員に対し黙祷がされ、和歌山青色取消訴訟事件に対し、辻会長より岡会員へ、カンパ目録が引渡され、岡会員が答辞をした。



辻会長よりカンパ目録の引渡し

渡辺矩行副会長の開会のことば、辻健会長の会長あいさつのあと、議長に、東京青税の湖東京至君、大阪青税の岡八重子君、名古屋青税の加藤優君が選ばれ議事に入った。議長より本日の出席代議員は135名で会議が成立している旨を宣言、規約12条により出席者の過半数をもって議決されることが説明された。議事録署名人は、議長湖東京至君、大青税、高橋行太郎君、名青税、寺尾省介君が指名された。

総会は、第1号議案が川崎義治総務部長、第2号議案が小沢岳彦経理部長、第3号議案が佐藤博司、水埜安寛両会計監事から説明され、一括審議に入った。質問一番は、東京青税の福重君で、全国青税の会長は、全青税発足以来、東京青税が担当しているが他の単位青税から会長を選任したらどうかという提案がされた。執行部は辻会長が、全青税の役員は、各単位青税から会長等推薦審議委員を選出し、民主的な討議のあと選任されていて、たまたま東京青税が全青税の会長をずっと担当することになったと答弁した。議長より、あとで会長等推薦審議委員長が、新役員候補名簿を提

案する時に、審議の経過をくわしく報告させると発言した。ついで菊谷西尾青税の奥谷君より、TKCの東京税理士会役員介人事件について質問が出され、当事者である辻会長より詳細な事実報告がされた。その後、大青税の池上君から、新規単位青税が発足しなかった理由、個人会員の増減の実態について、同じく大青税の井上君、鈴木君よりそれぞれ、収支決算内訳書における東京青税の会費収入の不自然さと、各単位青税の組織人員数について質問が出され、辻会長、川崎総務部長、小沢経理部長よりおのおの答弁がされた。

第4号議案は、川崎総務部長より提案がされ東京青税の飯森君が議案の配列に問題がある。事業計画の大項目に研究活動がないのはおかしいという質問が出され、総務部長が答弁した。ついで、神奈川青税の稲葉君から、議案書P28の、日税連日税政の会務を民主化させようの内、税理士の權益を守るという点で多少の疑問がある。とあるが、多少ではなく、多くの疑問がある、にした方が表現として適切だという動議が出され、議長に扱いを一任したので、議長は議場に賛否を踏ったところ賛成多数で稲葉動議を取上げ、議案書P28の一部を「多くの疑問がある」と修正することにした。



質問する神奈川青税の稲葉会員

第5号議案は、総務部長より提案がされ、東京青税の粕谷君より、青年税理士の各団体とは何かという質問が出され、総務部長より青年税理士連盟青年税理士クラブと称している団体を言うこと答えた。第6号議案は小沢経理部長より、第7号議

案は荻野弘康会長等推薦審議委員会委員長より、第8号議案は、名青税の盛田進君よりそれぞれ提案がされた。

各議案共、代議員全員挙手により満場一致の賛成で可決された。

議長降壇後、ご来賓の先生方から御祝辞をいただいた。衆議院議員 日本社会党 高沢寅男先生、衆議院議員 社民連 阿部昭吾先生、衆議院議員 自由民主党 中村靖先生、衆議院議員 公明党 長田武士先生代理、衆議院議員 日本社会党 伊藤茂先生、東京税理士会 副会長 服部徹義先生、日本大学 教授 北野弘久先生、婦税連 東日本支部長 高野信子先生の各氏。

祝電は、國務大臣 鯨岡兵輔先生、参議院議員 原文兵衛先生、日本社会党 飛鳥田一雄先生、公明党本部殿外多数。

新しく会長になった渡辺矩行君から力強いあいさつがされ、副会長、部長が紹介された。



新会長渡辺矩行君よりの力強いあいさつ

そして、この大会の責任者であった、東京青税の石井吉夫東京大会実行委員長から、次期大会開催地の大阪青税亀田誠二会長へ大会旗引渡しセレモニーが行われた。

最後に古田稷副会長の閉会の辞で総会は終了した。



総会風景

〔分科会報告〕



分科会総括報告

(第一分科会)

これからのコンピューターの活用方法

飯森誠之(東京)

近年コンピューターの普及が、あらゆる業界に亘り、我々職業会計人としてハードに弱いでは、すまされないという時代になってきました。そこで東京青税では昨年(昭和55年)9月より、渡辺会長のもとで、研究部内にコンピューター委員会を設置し、専門家のシステムエンジニアの方に講師になって頂き、遅れ早せ年々初歩からの勉強会を始めました。これらの事が前提で今回のシンポジュームの発表となったわけですが、何分にも素人の集団ですので、シンポジュームの場でも皆様と一緒に勉強をしたいと思っておるわけです。



そこでレジメに沿って、I. コンピューターとはという事で田中会員より発表がなされた。

ここではコンピューターを利用する側から考えた。(1) 特定の用途を持っていない事
コンピューターは、それ自身は何の機能も持っていないがプログラミングによりあらゆる機能を具えてくる。従ってその利用目的にかなった機能を發揮し又、使い易い道具になるかはコンピューター

自身のハード面より、多くそのソフトウェアに依存する面が多い。

(2) システム機器である事

コンピューター本体の記憶容量を拡張する外部記憶装置、更にその利用の地域的拡がりとしての通信手段との結合等、コンピューターはその本体と結びつく各種の機器と相互に有機的な関連を持ち乍ら、その機能を十分に発揮し得るのである。

次に現状の利用形態という事で、それぞれのケースを掲げ発表された。

1. データー通信システムの場合—粕谷会員担当、これはセンター利用を発展させたもので利用者側に端末機を設置しセンターに設置された大型コンピューターを通信回線で結ぶオンラインシステムである。現実の利用方法は電々公社内にコンピューターを設置し、各事務所の端末機から送信されてきたデーターを夜間処理し、翌日通信回線を利用して、各事務所の端末機にアウトプットする方法である。アウトプットされる帳表は、試算表、決算書等、一般化されているものは殆ど網羅されている。欠点として、誤指示、入力ミスの訂正が複雑である事と、基本料金制が導入されているので過少のデーター量も割り高となる。

2. センター利用の場合—島上会員担当

端末機を設置する場合

ハードとソフトが安くアウトプットの帳表等の費用が少ない、又、アウトプット帳表等の未使用消耗品の保管が必要ないのでそのスペースがいらぬ。欠点として、インプットから帳表が手許に届くのが遅い(当日を含み3日位)又、修正も不明確である。

端末機を設置しない場合

ソフト料金、パンチャーの費用がかからなく自分の都合により、いつでもやめる事が出来る。欠点として伝票持込みの為、間違いの発見が難しく出力帳表の信憑性が薄い。しかし、手書きの帳簿と比較すると、従業員の専門的知識もそれ程必要なく、画一的に処理できる為、費用の節減を図る事が出来る。

3. マイコンの場合—岩堀会員担当

基本は①CPU(本体)②ディスプレイ(テレビ画面)③テープレコーダー、この3つで22万円~30万円。インプットするデーターが少い利用方法の場合はこれで十分であろう。③の代りとして

フロッピーディスク、④プリンター全部を購入しても70万円~80万円。購入者が仕事の質、量によって考えれば良い。このように、低価額であり、組合せが自由である。ただプログラムは自分で作成する為、時間がかかり、基本的な事から勉強しなければならない。それによってプログラムが書店で販売されているものを使用した場合、プログラムの変更、データーの変更が簡単に行える。

4. オフィスコンピューターの場合—座波会員担当

オフコンとは、ミニコンやマイコンをベースとしたもので、価格が1500万未満でデーター発生時にその場で入出力ができ、補助記憶装置、通信回線等への接続が可能で移動が自由である等の条件を具えている一般事務処理用の小型機をいう。長所として、必ずしも専門家としてのコンピューター要員が不要でパッチ処理方式も可能で必要な決算資料等がその場で人手できる。これは火急的に処理しなければならないものでも時間の制約がなく自らの努力によって、必要なデータをアウトプットする事ができる。短所はソフトの面で画一的であり、既製のプログラム以外のプログラムを活用したい時は有償となる。参考としてオフコンとマイコンの違いは。

- 1. 価格が違う
- 2. 処理能力に若干の差がある。
- 3. 保守の問題—オフコンは契約によって出来るがマイコンは自己開発の為問題が残る、等であろう。



3. コンピューター将来への展望

(コンピューターはどこまで活用されるか)

ソロバンから電卓に変わり、それが又コンピューター(オフコン等)に変わろうとしています。現在会計事務所でも東京では半数を超えて何らかのコンピューターを駆使し、業務処理を行っています。今後は100%近くの会計事務所がコンピューター

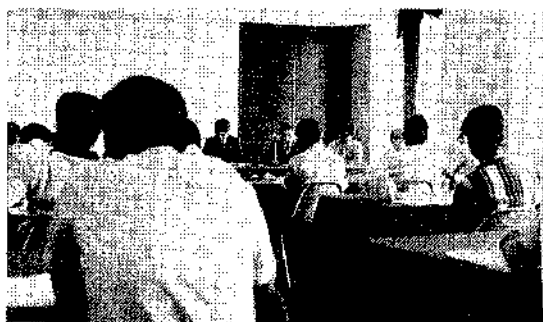
ターを導入する方向に向い、各会計事務所共、画一的なアウトプット帳表になり、そこで我々自身いかに事務所の特殊性、独自性をだせるかがポイントになってくると思います。又、現在コンピューター会社に振り回されているきらいはありますが現実に、年ごとに、新機種が出現し、価格も低廉になり関与先でも、零細業者を除いて、オフコン等の購入に走り、結果的に我々の領域が狭められる事になる危惧を抱えています。

今年からは、大阪青税及び、名古屋青税もコンピュータークラブを発足されたそうですので、今後は相互に、プログラムの交換やマイコンの保守の合同化等情報の交流を図って行きたい。又、質問の中で、関与先にコンピューターが導入される時、我々会計事務所は如何にかかわるべきかに対して、回答として、当該企業が、成長会社か、安定会社か、初めて導入する会社なのか、コンピューターをチェンジしたい会社なのか、及びどこまでの範囲をコンピューター化したいのかを最初に明確にしておくべきであろう。又、関与先へアドバイスするには、今後我々はどんな事をなすべきかという問に対して、

回答：コンピューターの基礎知識を修得する事これが早道ではないだろうか。

又、ある単位青税からは、コンピューターが普及しても心配はない。事務所に専門家を雇った方が良いという意見もあった。他にも色々意見があったが紙面の都合上、割愛させていただきますが、最後に印象に残ったものとして、①メーカーに振り回されている。②展望はあまりすぎではないか。③関与先へのアドバイスの近道は基礎知識の修得であると言われた事である。

4. 東京青税コンピュータークラブの足跡については、武田会員の発表文とダブりますので省略します。



(第二分科会)

役員報酬、賞与、退職金をめぐる諸問題

加藤義幸 (名古屋)



1. 役員 の 定 義

「法人の取締役、監査役、監事及び清算人、並びにこれら以外の者で、法人の経営に従事している者のうち、政令で定めるものをいう。」税法は商法上における役員より範囲が広く、「法人の経営に従事している者」のうち、一定の者をみなし役員としている。(税務通信VOL.36No.4 P. P. 197~201 審判所裁決事例)

2. 役員報酬

(1) 商法上の役員報酬

商法上の役員報酬は、取締役が行う経営活動の対価として、会社より受ける給付であり、月俸、年俸定期不定期にかかわらず、定款又は株主総会で決議された金額をいう。

(2) 税法上の役員報酬

法人税法上の役員報酬は、役員に対する給与(債務の免除等の経済的利益を含む)のうち、賞与及び退職給与以外のものをいう。

(3) 使用人兼務役員の報酬

当該兼務役員の使用人の職務に対する報酬として支給した給与が、使用人の職務として相当である場合には、役員報酬から除いて、(4)の規定等を適用します。

(4) 法人税における過大役員報酬の損金不算入

「役員に対して支給する報酬額のうち不相当に高額な部分の金額……は損金の額に算入しない」法人税法第34条①における、不相当に高額な部分の判定基準には次の2通りがある。

(イ)実質基準(法令69条①一) 次の各種の要素を基に判定する方法

①職務の内容 ②職務に従事する程度 ③役員
の経験年数 ④法人の業種、規模、所在地 ⑤法
人の収益状況 ⑥法人の使用人に対する給料の支
給状況 ⑦その法人と同種の事業を営む法人でそ
の事業の規模が類似するものの役員に対する支給
の状況等

(ロ) 形式基準

定款又は株主総会等の決議による基準額による
＝鹿児島青税の谷山会員より、過大役員報酬の否
認事例の報告があり、今後の審判所等での対応策
等が検討されました。

3. 役員賞与

(1) 商法上の役員賞与

法人の得た利益の分配であって、職務執行の特
別功労的対価を加味したものとされている。

(2) 税法上の役員賞与

役員賞与は法人税法上は損金の額に算入されな
い。法人税法第35条①

役員賞与と報酬との区分は、経常性、臨時性に
よる区分以外存在しない。すなわち「会社が取締
役又は監査役に支給する金額であって、一定の定
期的報酬以外の給与は、すべて賞与とみなすべき
である（大法院大正13年11月31日判例）」

(3) 使用人兼務役員と賞与

使用人兼務役員の範囲から表見代表取締役等が
除かれた。一方みなし役員は、使用人兼務役員に
含まれない。

報酬同様、使用人の職務として相当な賞与であ
りかつ一般使用人と同一時期に支給した賞与は、
使用人の賞与として役員賞与から除かれる。

4. 役員退職給与

役員退職給与とは役員が退職により支給を受け
る臨時的な給与であり、その役員が在職中におけ
る職務執行の対価であり、報酬の後払として支給
されるものである。

損金算入時期、株主総会等で支給額が定まってい
かつ不相当に高額でない退職金は、支給時に損金
算入することができる。

所得税法上の扱い（退職所得控除の計算）

法人税法上の支給した年度損金とされる場合、
退職所得控除額の計算は所得税法73条①一ハの
但し書により、全就任期間を基礎とした退職所得
控除に達するまでは課税の対象とならない。源泉
徴収については所基201-3に所基183-193共1-

2による。

5. 役員退職給与引当金

- ①商法287条の2の特定引当金とする。
- ②退職給与の支給に関する内規が有ること
- ③支給が慣例化していること
- ④支給金額が合理的に算出できること

以上の条件を備えれば、役員退職給与引当金を
計上することができる。

適格退職年金契約における使用人の範囲には使
用人兼務役員も含まれる。 以上



(第三分科会)



「医師税制」に
ついて

倉井弘憲（大阪）

第3分科会では、大阪合同青税の橋本恭典君が
昨今マスコミで不公平税制等話題になっている、
医師税制についてのレポート報告がなされた。

レポーターは、「医師税制」の沿革、現状をの
べ、次にその問題点を提起し、解決のための具体
的方法を示した、その後レポーター、出席者間で
活発な意見の交換がされた。以下はその内容を簡
単に記したものである。



1. 「医師税制」の沿革

- ① 昭和26年社会保険診療報酬の単価が、医師の満足を得られなかったことを補うための閣議了解に基づき、行政措置として税制面での配慮がなされ、所得の計算上の経費率を70～75%とすることが認められた。その後、経費率は72%と定着したが、昭和54年4月1日に当該経費率は、収入金額に応じて72%～52%とする、いわゆる「5段階方式」となった。
- ② 昭和56年6月1日の点数改正により、薬価点数等の切下げが行われた。

2. 開業医の現状

開業医は高額所得者といわれているが、果たしてそうなのだろうか？

- ① 他業種であれば、法人成により所得を分散し節税をはかれるが、医業の法人成は制限がきびしい。
- ② 開業時の投下資本が1億円を優に超るといわれている昨今、この資本回収は容易でない。以上2点を考慮する場合、医師が相対的に高額所得者といえるかどうか疑問である。

このことは、最近新聞報道もされた、借金苦により倒産が激増しており、今後この傾向は益々ひろがるだろうとの記事によっても明白である。

3. 問題点

以上のような現状と問題点は何に起因しているのか、それはとりも直さず行政サイドの認識不足からくる増税、薬価基準等の切り下げによって、医師の可処分所得が大巾に低下したことによることは明らかである。



4. 解決のための具体策

従って、我々税理士は、医師の経営感覚を上昇させ、もって可処分所得をいかに増加させるかが「医師税制」の最大のポイントであると考ええる。

(1) 所得の計算方法の選択

開業初年度、多額投資年度、有床外科・産婦人科医院においては、おおむね実額計算有利、支払利息等、特別経費が多くなる年度は標準率計算が有利と思われる、いずれにしる両方を計算し納税者有利の方法をとる必要がある。

(2) 青色専従者給与・適用

青色専従者給与を必要経費に算入して実額計算をする、「5段階方式」を適用して青専を取り消すか、所得の計算段階で選択する。

これについて、年度初に青専の届出をしているものについての取消に問題はないか、青専取消後の専従者給与を事業主に返却しない場合贈与が発生しないかとの疑問が寄せられたが、いずれも適法で考慮する必要がないとの結論に至った。

(3) みなし法人制度の適用

みなし法人制度の節税分岐点は、適用前事業所得に対する事業主報酬割合が、事業所得800万円では約36%、8000万円では約3%であることを考慮すると非常に有利な方法といえる。これには、事業主報酬の額が3000万円、5000万円と高額になった場合、過大報酬にはならないかとの疑義が生じたが、みなし法人制度そのものの立法主旨からみて、過大報酬にならないのではないかと結論に達した。

(4) 医業そのものの以外の法人化

① 薬局部門を法人化した場合は、薬価点数の増加による収入増、医業部門の税額減少となり、薬局部門の経費増を考慮しても、一般的には可処分所得は増加する。

② MSサービス部門の法人化については、実額計算をしている者にとって有利であるので、これは十分検討する事が必要である。

(5) 医業そのものの法人化

これは前にも述べたように、医療法人の設立条件が厳しく、大阪においては年1件のみ認めようとする動きがあるとの出席者の情報もある。一方静岡では、有限会社が医業を目

的として設立されたとの情報もあるが、これは医療法違反であるので、現状においては商事法人の医療行為は無理との結論に至った。

(6) 共同経営の適用

この方式の基礎的要件は①約款の作成、②区分経理、所付の帰属の明確化、③課税庁の了承以上3点である。この場合、他人間では問題ないが、夫婦又は親子間では難しいとの疑問、又、社会保険診療認可を1人が受けている場合でも可能かとの疑問があるが、夫婦、親子の医師で成功している例としては、先ず前述の①②を実行し、課税庁に行くとき窓口は否定的であるが、その法的根拠はないところから、事実上は認められている。又後者についても、実質課税の原則をもってすれば、可能である、つまりは、意を強くして理論的に対処することが解決への道との結論に達した。



最後に、我々は青税の理念たる、納税者の権利を擁護し、この増税時代を自己研鑽と団結をもって生きぬいていこうとの合意のもとに、3時間にわたった分科会を終了した。

(第四分科会)



「和歌山青色取消訴訟
をめぐる諸問題」
— 法的限界について —

西村公義 (大阪)

第四分科会の報告をする。出席会員 34名

1. はじめに一表題の訴訟がある個人的な事例でなく、普遍的問題と考えられる。

昨年の岡山大会において青色法人が、適法な帳簿書類を会社に備え付け、記録、保存されているのに、調査に際し、調査の理由開示を要求し

その拒否とおし問答で、その間、帳簿を提示しなかったとして青色申告承認の取消された事件が発表された。これは、昭和49年松山地裁での判決以後、次々と同様の理由で青色取消処分がなされた事例が見聞される傾向があり、これを定着させてはならないとして、この事件を取り上げることとなったものである。

2. 事件の概要

以下の如く、当該事件の概要が、桐本寿之会員 (大阪合同税理士連盟……以下『大青税』) より、説明された。

- ①原告法人は、昭和39年設立当初より青色申告承認されている。
- ②以来、日々取引を記帳し、帳簿書類を保存している。
- ③毎期、期限内に青色申告している。
- ④過去2回、税務調査を受けた。
- ⑤誠実に納税義務を果たして来た。
- ⑥昭和52年11月14日 和歌山税務署上席調査官が、法人税調査のため会社に来た。
- ⑦調査理由を求めたが、当該職員は「理由は言う必要なし、問題点、疑問点などない」と答えている。
- ⑧以後、臨場5回 (統括官と二人での臨場も含む)
- ⑨検査拒否の罰則規定を持ち出して、納税者を脅す場面もあった。
- ⑩「独自の調査するからな」と宣言
- ⑪4カ月にわたって、全取引先100件以上の反面調査を行なっている。
- ⑫反面調査先でも脅しをつかって、強権的、高圧的態度で調査を行なっている。
- ⑬昭和53年6月、帳簿の提示がないと帳簿がないものとして、青色を取消す旨の注意書が来る。
- ⑭注意書の来た後の臨場の際、帳簿の提示をしかけると、青色承認のための調査でないからと、帳簿確認をしようとはしなかった。
- ⑮昭和53年6月30日 青色取消処分の通知書と青色取消によって効果の及ぶ所得増加のみの所得更正処分を受けた。
- ⑯昭和53年7月13日、異議申立書を提示したが、棄却された。
- ⑰昭和53年11月30日 国税不服審判所へ審査請

求したが棄却。尚、異議申立の際、当該帳簿を提示、備え付等があることを確認された。



3. 問題点
- 報告者 鈴木博一会員 (大青税)
 - 長谷川博会員 (神奈川青税)
 - 益子良一会員 (神奈川青税)
 - 林伸三郎会員 (大青税)

訴訟上争点とすべき点は

- ①調査にあたっての調査理由の開示の必要性
- ②調査の手續上、違法不当な調査がなかったか
- ③違法な調査手續によった更正処分は適法か
- ④青色申告承認通知書の理由付記に、不備はないか。
- ⑤帳簿書類の不提示が、法 127 条 1 項 1 号の備え付け記録保存がなかったことになるのかと言った点である。

(1)第一に、歴史的にも、英米法の例からも、我が国憲法からもあるいは関係法令の目的、趣旨からも、法令中に明示の要求がなくても、税務行政上、適正手續の要請がほぼ一般に承認されるようになってきている。法人税法 153 条は、質問検査権行使の要件を「調査について必要あるとき」とだけしか規定していないが、法 162 条で、罰則をもって調査の受忍を間接強制し、あるいは、青色取消処分 (127 条) という制裁的不利益処分を受ける可能性を有する場合には憲法 13 条 31 条及び、質問検査権の趣旨からいって、法は当然に調査の事前通知および調査の合理的必要性の開示を要求しているものと解される。

(2)第二に、「重大かつ明白な違法性」を帯有する行政行為は「無効」である。この行政処分 (青色承認取消処分) の手續のプロセス中に「重大かつ明白な違法性」はなかったか。

(イ)調査時

法人税法は申告納税制度であり、第一義的には納税者の申告により税額が確定し、それに

対する税務調査は例外的措置である。質問検査権の行使は権力的作用であって被調査者に営業や生活に重大な影響を与えること。「……必要があるとき…」のみ質問検査をすることができること。これからすると調査にあたっては調査理由ないしは調査範囲の開示を要求しているものと解されなければならない、この事例の場合、理由開示の要求に対し当該職員は拒否している。

(ロ)反面調査時

反面調査の対象者は、直接納税の義務を負う者ではなく、また法により法定資料の提出を義務づけられた者でもない。それだけに、質問検査の範囲も厳格に限定されなければならない。それゆえ、この場合の質問検査の行使は納税者の調査の過程において、その調査だけではどうしても課税標準および税額等の内容が把握できないことが明らかになった場合に限ってかつその限度において可能であると解すべきである。ところが、④範囲、量が過度である。⑤納税者の信用を傷つける調査を行なっている。⑥反面調査先におどかしを使っている。と言った過度の反面調査を行なっている。又、理由開示を求めているのに納税者に納得いく努力を行なわず、そのために調査が出来なかったからといって、いきなり取引先に対する反面調査は違法であるといわねばならない。

(ハ)行政処分の理由附記について

青色取消処分の通知書には、当該号数を附記するのみでは足りず、更正処分の理由附記の問題と同じで不備であるにより無効である。

(ニ)帳簿書類の提示がないとして、法 127 条 1 項 1 号を適用し青色取消処分したことは適用法文の誤りである。127 条 1 項 1 号の取消事由につき当該事由の確認もないにもかかわらず当該事由があったとしたことは、そもそも無効である。

(3)青色承認取消の適用要件

(イ)調査には①通則法 24 条の更正の為の調査と②法人税法 123 条の確認手續 (帳簿書類が大蔵省令に準拠した備う付等がなされているかの確認) と考えられるが、税務署長がいったん青色の承認申請を受けて承認した以上、青色

申告取消のための確認だけの調査規定はない。これは「税務職員が、それ相当の理由も必要もなく、ほしいままに青色申告者のもとに向いて帳簿書類の提出を求めることが出来、青色申告者はこれに全面的に従うほかはないというのであれば……シャープ勧告が青色申告制度創設を示唆した意図に背く結果を生むものである。」(鶴見弁護士)だから、いつでも青色申告取消のための確認手続としての帳簿書類の提示要求が出来るとした当局の主張は当たらない。

(ロ)青色申告承認取消について、税務署長に与えられた裁量権は法規裁量の範囲である。だから、行政機関に与えられた裁量権は、法それ自体の判断につき裁量権があるに過ぎ、法解釈までを含めた裁量権があるのではない。この事は、判断を誤った場合には当然に違法の問題が生じ、法の拡大解釈は裁量権の濫用になり、当処分は無効と言わざるを得ない。以上の如くの報告があった後、質疑応答に入

った。なお、会場には、訴訟の当事人である同会員も出席があり、事実関係の補足説明および訴訟の中での理由開示の必要性を説くのに行政の公平——つまり大勢の中から調査に選定されたのであるから、公平な行政からすると、それなりに選定された基準、理由を、納税者に納得の行くよう開示する義務が行政側にある——から、及び、公務員の恣意性の排除という部分から必要である旨主張しているという説明がなされた。また、問題点として異議申立の際、帳簿書類の備え付等が確認されたのであるが、これにより治癒されないか調査理由開示の程度は、どの程度要求すべきか等質問及び意見が出された。

東京地方税理士会、税理士制度部が、「税務行政上の適正手続と税理士の固有権」という冊子を作成した旨報告があった。

これからどんどん適正手続を税理士の固有の権利として要求して行かねばならないことがこの分科会で認識されたのではないだろうか。

業 務 改 善 研 究 発 表



合理的顧問報酬の決め方

東京青税 中 森 孝

「合理的顧問報酬」とは何かという議論は、一先ず置くとして、報酬規定をそのまま適用できないとすれば、世間相場とか、前任税理士の報酬額より少し低くとか、一步まちがえば懇請行為、又は税理士の社会的地位の低下を招きかねない要因による顧問報酬額の決定は避けよう。

そこで顧問先に対し企業の実体に対応した形での、顧問報酬をさし示す目安を考えてみた。そしてそれを、顧問報酬算定の計算基準として考えてみた。

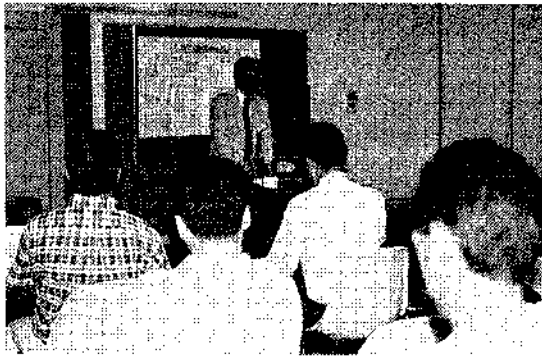
1. 計算の基準

- A. 年間取引金額
- B. 期首自己資本
- C. 期首総資産
- D. 前年所得金額

E. 代表者家族年間報酬

F. 月平均伝票枚数

以上の6項目をそれぞれ1号から12号までに区分し、(各12号を越えるものについては税理士会報酬規定による)月額報酬を、G税務会計顧問報酬、H記帳代行報酬(コンピューター処理を含む)に区分し業務内容において報酬額を区分する。無論、我々の日常業務は記帳代行(元帳記帳)まで含まれる場合が多いわけだが、その場合顧問報酬額は、G項、H項の合計額として計算する。次に、決算報酬額は、記帳代行業務がある場合は、月額報酬額の4カ月分、記帳代行業務がない場合は、月額報酬額の6カ月分として計算する。こうして、各計算基準A～Fにより各々6通りの月額報酬額、決算報酬額が算定されるので、6項目の



平均値が、対象顧問先の顧問報酬として算出される。

税理士会報酬規定は、最高額であって決定額でないこと、又、その区分金額の幅が大きすぎることに、区分が期首自己資本又は、年間取引金額だけである等、実施にあたっては、顧問先に提示さえしない場合が大部分である。これでは顧問先に対して納得させるべき掘りどころがない訳である。以上のように、顧問報酬の計算にあたっての基準及び金額、算定表及び税理士会報酬規定抜粋を合せ一葉の印刷物として、当事務所の報酬基準とし

顧問先に提示しその場で算定してみる。そして、顧問先の個別事情を考慮した上で協議決定する段取りとなる。

以下、次に掲げるサンプル表(I)により、作成した基準表をあてはめて計算したのが、表(II)です。

この図算定表におけるA～F区分の月額報酬額は税理士会規定額の60～70%程度であり、その決定にあたっては、調整欄において、加算減算を行って顧問先との調整を図ります。表(I)程度の実際の顧問先と比べてみてください。業務改善の一助となれば幸いです。



熱心に説明をきく各地の会員

表(I)

貸借対照表

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 ・ 資 本 の 部	
I 流動資産	17,040	I 流動負債	8,658
II 固定資産	5,232	II 固定負債	8,180
		資 本	
		I 資 本 金	4,000
		II 剰 余 金	1,434
		当期末処分利益	1,434
		(うち当期利益)	(860)
合 計	22,272	合 計	22,272

損益計算書

I 売上高	74,603	74,603
II 売上原価		33,839
売上総利益		40,764
III 販売費・一般管理費	39,904	39,904
営業利益		860
当期利益		860
前期繰越利益		574
当期末処分利益		1,434
※代表者家族報酬	800万円	
月平均伝票枚数	150枚、記帳代行を含む	
物品販売業		
所得金額は当期利益と同額とする。		

表(II)

貴社の顧問・決算報酬算定

区 分	月額報酬	決算報酬
(A)年間取引金額(6号)	60,000	240,000
(B)期首自己資本(4号)	45,000	180,000
(C)期首総資産(3号)	40,000	160,000
(D)前年所得金額(4号)	45,000	180,000
(E)代表者 家族年間報酬(8号)	80,000	320,000
(F)月平均伝票枚数(3号)	40,000	160,000
合計(A+B+C+D+E+F)	310,000	1,240,000
平均(合計 ÷ 6)	51,666	206,666
調 整(土地重課税等)		
決 定 額		

東京青税コンピュータクラブと 業務に密着したマイコンの使い方

東京青税 武 田 晃 輔

去る7月24日サンシャインシティプリンスホテルに於て開催された全青税東京大会において、東京青税が昨年9月に発足したコンピュータクラブの研究成果を発表する機会を与えて頂きました。

今やコンピュータは我々の業務と切り離すことが出来ない重要な道具の一つになりつつあります。又メーカーも大企業から中小企業に至るまで、数多く存在し、価格も底知れず下がる一方であり、近い将来、中小商店や工場でも容易に利用されることであろう。

現在、我々の業務は税務を中心とした、その記帳指導並びに記帳代行業務が大ききウエイトを占めているのであるが、遠からずこの分野はコンピュータ化されるであろう。

従って、我々に対する関与先のニーズも質的な変化がもたらされ、従来の手書を中心とした指導業務からコンピュータによる処理業務の指導方法へと変革されるものと思われれます。

ご承知の如くコンピュータそのものでは何んの働きをするものでなく、謂ゆるプログラムによって所定の作業が行われるのであります。

従って業務に適應したプログラムを作ることが最も大切であり、逆に適應性のないプログラムはコンピュータそのものを室の持ち腐れとしてしまうであろう。よって業務に精通した我々がプログラムを作るのが最もベターであるが、現実には大へん至難であります。又我々の業務バランスから考えても決して得策とはいえないであろう。

要するに重要なことは、我々がプログラムの専門家になるのではなく、関与先等にコンピュータが導入される場合、適切なアドバイスが出来ることであろう。又プログラムの作成においても同様であります。

さらに我々の事務所においてもコンピュータの利用によって業務の合理化を図らねばならないことは多言を要しないことであります。

以上の認識から東京青税は、コンピュータクラブを発足させ、ハードとソフトの基礎的な知識を

習得するため、勉強会を実施したのであります。

まず教材として、シャープPC1211プログラム電卓とシャープMZ-80、パーソナルコンピュータを購入して月2回×7ヶ月の日程でコンピュータの概要からプログラムの組み方まで、専任講師を迎えて行いました。

この機種を選出したのは、言語がベーシックであり素人にも容易に理解が出来ること、又携帯用として持ち歩きに便利であること、さらに価格が手頃であることなどであります。

作成したプログラムの一つとして法人税計算があるが、これは法人所得と配当額を入力することにより、法人税、事業税、地方税等が1分を待たずに算出され、関与先等で利用するのに非常に重要であります。その他、年末調整計算、減価償却計算、法人所得と個人所得の税額比較計算、経営分析、給与計算等を作成しました。いづれも我々がペーパー上でソロバンを使い税率表を見ながら計算するものを、このプログラム電卓が瞬時に自動的に算出するのであります。その他、土地等の譲渡所得の計算など、比較的時間を要する計算もワンタッチで打出すことが可能であります。

よって、我々の業務のように数字を扱う仕事においては、コンピュータの利用価値は無限にある。この研究会を通じて学んだことは、コンピュータは人間が使うものであって使われるものではないことであります。

コンピュータを上手に駆使することによって業務の合理化と関与先に対する適切なアドバイスに役立てば幸いである。



熊本「牛島税理士訴訟」傍聴記

昭和56年7月9日第6回口頭弁論

北野弘久日大教授の鑑定証言

法対策部副部長 長谷川 博

1. 「牛島税理士訴訟」とは

昭和54年の税政連政治献金事件は、今なお記憶に新しい我が税理士会の恥部であった。

南九州税理士会の会員である牛島税理士は、同会が決議し、税理士法改正のために会員から特別に強制徴収しようとした政治運動資金の特別会費（5千円）は、会員としての通常の会費を超えたものであり、それは個人の思想・信条に反し、しかもその用途が「わいろ」性の強いものであって、公序良俗（民法90条）に反するものであるとしてその支払いを拒否したものである。

これに対し、南九州税理士会は、同会則の役員選任規則にもとづき、牛島税理士は会費（特別会費）を滞納しているため、同会の理事および監事の選挙権及び被選挙権を有しない旨、昭和54年4月2日の選挙管理委員会において決定し、理事会もこれを了承したものである。

この南九州税理士会のなした選挙権・被選挙権停止処分の無効確認を求めたのが、本件「牛島税理士訴訟」である（昭和51年1月29日訴訟提起）。

2. 本件「牛島税理士訴訟」のもつ意味

本件「牛島税理士訴訟」は一人熊本の税理士の問題ではなく、全国の税理士にとって今度の新税理士法の成立がいかに憲法の理念に反し、国民のための税理士制度に程遠いものであったかを反省し分析するための大きな事件であるといえるものである。

我が青年税理士連盟は、会を挙げて今度の改悪税理士法に反対してきたものであるが、成立してしまった新税理士法がその成立過程において、いかに重大な瑕疵をもち、憲法の理念に反し、歴史の流れに逆行するものであったかを、不幸にしてこの「牛島税理士訴訟」があらためて我々にそのことを教えるのである。

なお、本件訴訟の第5回口頭弁論までの経過等

については、本件訴訟を支援する全国の税理士有志からのカンパにもとづき「牛島税理士訴訟資料集—第1集—」が本年7月に編集・発行されており、これを参照して下さい。

3. 第6回口頭弁論傍聴記

(1)口頭弁論にのぞむ北野教授の所見

北野教授は、原告代理人との打合せに際し、本件は税理士制度の本質に係るものであるから、この本質論を先に展開していく必要があるとし、訴訟技術上の問題はその後であるという考え方を示した。原告代理人は、本訴訟が合議制の法廷ではなく単任裁判官の法廷であることや、訴訟技術上の問題から本質論を後に廻したかったようであるが、税理士制度問題の重要性につき、北野教授から啓発され、結局、北野教授の考え方をとり入れて鑑定証言がなされるようになった。

(2)傍聴記（午後1時15分から午後3時まで）

①北野教授の経歴の紹介

法廷鑑定証人の経歴、国会証人の経歴、税務大学の講師の経歴、日弁連講師の経歴、公認会計士協会の講師の経歴。

日税連との関係については、特に詳細にその経歴を述べられた。また、税理士会以外の任意団体の婦税、青年税理士連盟、税経新人会、専業税理士会、さらに校友会等との接触ないし関係も述べられた。

②北野教授の学問的立場の説明

憲法理論から税法理論を研究していること、税理士制度の研究はまた教授のライフワークでもあること。

③税理士制度の沿革について

明治時代から昭和17年の税務代理士法、昭和24年のシャープ勧告を受けての昭和26年の税理士法。その後の政府税調答申に対する改正案の運び。

昭和39年の税理士法改正案の廃案、昭和55年の新税理士法等。

④税理士制度のあり方

日税連の委嘱により、昭和38年10月に発表しているが納税者の代理人としての地位を明確にすべきである(これは現在の学説の支配的見解である)。

税理士法1条の「中正」のあいまいさを指摘し、これは税理士法の構造的特徴を示していると述べ、税務当局の補助機関ないし会計専門家位にしか受けとられないものであると説明した。

教授の昭和38年～39年の鑑定書では、タックスペイヤーの法的権利の代理人として位置づけしている。

昭和55年の今度の改正では「公正」とあるが、その意味は従来と基本的には変わっていないことを指摘している。

⑤昭和39年政府提案法案について

これに対しては、業界あげて改悪反対して廃案、にしている。

⑥基本要綱について

税理士会の自主的な提案により、税理士会の十分な討論を経て、昭和47年6月に改正運動の方針としてとりまとめたものである。

学問的には70点位だが、当時の税理士会の案としては最高水準にあったといえる。その特徴は、タックスペイヤーの代理人としての位置づけがなされていた。

⑦その後の経過

税理士会の体質が変更した。それは昭和50年8月大阪合同税理士会会長が日税連会長に就任してからであるといえる。このことは、教授の学問的方法論である「生ける法」の法社会学的にみてもそういえる。また、業界の文献からみてもそういえることである。

基本要綱が凍結されるに至った。また、大阪合同税理士会における特別試験の違憲性の問題に関し、日税連委嘱によるアメリカの制度の勉強から帰ってきたら、レポートがとりあげられなくなった。

⑧昭和50年8月の山本執行部誕生のいきさつについて

ここで、被告代理人がクレームを入れる。被告代理人「メモを見ているのか」教授「鑑定人が自分の書いたものをみているのである。これらのことは周知の事実でもあるので、メモを見なくてもいえることである」

さらに教授は、私は鑑定人として証言していることを忘れないで欲しいと強調した。

山本執行部については、日本評論社から発刊されている「国民のための税金読本」にも詳しくふれられている。政府当局に都合のよい執行部の意向が働いている。これは新聞報道その他からみても、単位税理士会の役員選挙にも介入していることがわかるし、白昼公然と介入しているのである。

大阪合同税理士会会長選、東京税理士会会長選、日税連会長選にも介入しているのである。

基本要綱も山本執行部誕生から凍結された。これはまた、時期的に、昭和52年から53年の政府の一般消費税導入案の時期とも一致している。

⑨税理士会の制度と運用について

(a)制度面一會則は、日弁連と異なり、単位税理士会の会長が総会を形成するとなっている。

このような制度の欠陥が、機関決定に対する大多数の税理士が日税連決議に批判できないものとなっているのである。

ここで被告代理人のクレームが入る。被告代理人「証人の経験したものだけに限って意見を述べるべきで、事実について憶測で述べている」

教授「憶測ではない。証拠もあるし、これは公知の事実である」

(b)運営面一改正案は公開自由討論がなされたかとの原告代理人の質問に対し、執行部が政府、自民党の一部と話し合っただけで決定していると指摘し、昭和54年4月20日の自民党案、および一般消費税との関係にふれた。

また、昭和39年廃案で大蔵官僚が失望していたが、52年末から53年にかけて、当局が改正に急に熱心になった。昭和53年4月10日大蔵省と日税連執行部が会談している。

なお、これらのことは、法学セミナーで理論的に発表している。

⑩改正案に対する反対の運動について

東京税理士会が一部修正案を出し、これが反映している。単位会でも、青税、税経新人会その他団体が組織的に決議し運動していった。

これは、税理士としての良識によるものである。

⑪税政連と日税連との関係

これは表裏一体である。組織、日税連会則、税政連規約をみてもほとんど同じである。

税政連は、税理士会の政治的面で活動するものである。また、税政連は、事実上の強制加入である。南九州税理士会の場合と東京の場合と比較して、証拠を挙げて説明した。

⑫昭和53年8月の朝日新聞論壇投稿の荒木税理士問題について

荒木税理士に対し、日税連からの圧力が加わり、大阪合同税理士会がこれに対応した。

高田茂登男氏が書いた「税務署の弱者イビリの構造」でも指摘されている通りである。

投稿に対する圧力など常識で考えられをいものであり、税理士会の恥部である。

荒木税理士に対する会則による処分は不適法であるといえよう。

⑬荒木税理士事件が改正反対運動に与えた影響
他の心ある改悪反対の税理士にとっては大変なショックであった。

⑭本件、牛島事件について

政治献金は昭和38年の税政連結成以来行われている。政治献金の定義には問題はあるが、衆議院選挙(昭和40年)、政治家とのこん談会、後援会においてもみられる。

政治活動は、文書費や会議費で十分であり、これは通常の会費でまかなえるものである。

税政連を組織して、特別の会費を徴収する必要はない。今度の改正に関しても、公知の事実であるが、一人1万円×30,000人の3億円という政治献金を集めようと企図した。

この政治献金資金は、既に東京、大阪の税理士が「わいろ」として東京地検に告発したものである。証拠を挙げる。

当時、少し関心をもって調べれば、心ある税理

士にとって、これが「わいろ」性のあることは知ることができたものである。

⑮特定政治家に対して、改正に関連して政治献金するために、会員から特別に会費を強制徴収することの意味

個人の思想・信条に反する民法90条の公序良俗に反するものであると結ばれた。

ここで、宮良(みやら)裁判長、予定の3時を告げ、次回の11時を予定する。次回引き続き、11月12日午後1時15分から4時までとする。

被告代理人、「主尋問の時間できるだけ短く、私の方も今日みただと長くなる」と述べる。

4. 傍聴の感想

牛島税理士の勇気と努力に敬意を表すると同時に、この訴訟を支援している有志が多数いることを知り、是非とも勝訴してもらいたいと思わざるをえない。

被告南九州税理士会は、日税連に応援を頼み、我々の会費を使って訴訟にのぞんでいるものであり、その費用たるやこれまでに数百万円ともいわれるものであり、これが長びけば数百万円という我々の会費が、このような南九州税理士会および日税連の不当な対処に使われることを考えると、税理士会の体質というものは、いかに憲法的感覚の乏しいものか、税理士として、悲しい思いがする。

原告勝訴の明白な本件牛島訴訟を傍聴して、南九州税理士会が、牛島税理士に対してなした、同会の選挙権及び被選挙権停止処分を自ら取り消すことを希望して、この傍聴記を結びたい。

各 単 位 会 報 告

〔神奈川県青年税理士クラブ〕

パネルディスカッション

—「青税の未来を語ろう」を開催—

代表幹事 稲葉 恭治

神奈川県青年税理士クラブ第11回定期総会は、7月18日(土)横浜郵便貯金会館にて開催された。

定期総会に先立ち、パネルディスカッション「青

税の未来を語ろう」が開催された。

4人のパネラーの報告後、活発な討論により、制度問題あつての青税であること、税理士業務が国家権力と対立してすすめられるのであるから全国の青年税理士と手を結び活動することが不可欠であり青税の未来のために必要であること、次の世代を担うのは我々青年税理士であり税理士会の主流は我々であるとの自覚のもとに活動する必要があること、等が確認された。

「税理士法問題の決着がつき、現在取り組むべき重要テーマがないのでは」との疑問に対しては、討論の結果、テーマは青税自身でつくり出すことが必要であること（例えば岡事件にみられるような税務行政を止すためにも、税務行政上の適正手続の保障を求める）、近い将来の制度問題に備え組織の拡大強化が必要であることが確認された。

定期総会は、全議案を原案通り承認し、第7代表幹事に稲葉恭治会員を選任した後、5項目にわたる大会宣言を採択し終了した。

〔岐阜県青年税理士連盟〕

一年間の事業計画

～税法知識への猛襲～

片 桐 耕 造

本年度の岐阜青税は、「税法知識への猛襲」を目標とした1年間の事業計画が承認された。

第1回借地権と譲渡所得（6月26日）で講師水野雄二会員より徹底的に税法追求が行なわれた。その追求は、税理士法改正時の四元某に対するが如く、又某地の青税？諸兄姉の金銭感覚よりも強いものでありました。当日で疑問点は全て出つくした。水野会員に感謝、そして釈放（初めて出た謝金に対して講師は寂金となげいていた）。

第二回以後の会員講師に衝撃を与え次回も楽しみである。

お礼

サンシャイン60よりの夜景はとても素晴しかった。田舎者が東京を歩くと足と首が痛くなる（舗装の道であり、高い建物を見上げてばかりいた）。夜はクラブで胃がつかれ、首都と我事務所周辺を比較して気持ちまで疲れた。そんな三ヶ日でした。東京青税のみなさんに脱帽。

〔名古屋青年税理士連盟〕

—新執行部を決定し重点施策を打ち出し—

伊 藤 孝 夫

名古屋青年税理士連盟は、去る5月16日第16回定時総会において、伊藤孝夫会長始め新執行部を決定し、国民の為の税理士制度と民主的な税制並びに税務行政の確立を旗印に次のような重点施策

を打ち出した。

1. 新税理士法のもとに行われる業界の動向を注視し、情勢の変化を的確に捕え乍ら、国民の為の税理士制度の確立を目指す。

1. 会員相互の親睦並びに研究活動を一段と強化し、会員数の拡大、会員の意志の交流を密にし、広く会員の意見を吸収して、会活動を発展させる。

1. 商法問題、小規模納税者問題等税理士業務に関連する諸問題に積極的に対処する。

1. 名古屋税理士会が会員の総意を反映し、民主的に運営されるよう、推薦理事との連携を密にし、積極的に建設的提言を行う。

1. 各支部との連携を密にし、名青税組織の充実・拡大を計るとともに、各支部の発展強化の一翼をになう。

1. 各単位青税との連携を密にし、全青税活動との有機的結合を計る。

本年度の名青税の特徴は、「役員推薦委員会」で推薦した名古屋会役員が、副会長1名、理事9名合計10名に達した事である。先に行なわれた日税連会長選挙においては、9名の理事の積極的な運動が行なわれた。

また本年度の行事予定としては、夏の海水浴、秋のシンポジウムを始め、ピクニック、忘年会春のシンポジウム等が考えられている。

〔大阪合同青年税理士連盟〕

—組織の拡大と充実—

花 房 武 昌

大青税は亀田代表幹事の下に“組織の拡大と充実”の基本方針を掲げて新なる躍進を決意しております。税理士法改悪反対運動、商法改悪反対運動、大税会役員選挙等々、税理士にとって死活の問題に対して大青税はその中心的役割を果たしてきましたが、又同時にその弱点をも暴露してきました。大青税のこれまでの反省と原点に立脚して組織の拡大充実が真に要請されているのです。具体的には**会員100名の増強**をなんとしてもやり抜くことです。

すでに各支部ではその活動を開始しております。組織の充実については自由職業人の自覚と誇りを

もって税理士業務が行なわれる様に各種事業を実行しております。次に新税理士法施行に関する諸問題への対応については情報の収集と監視体制を強化し迅速な対応を検討しております。と同時に日税連、大税会の民主化運動と連動してその動きを注視し、適宜意見書等で注意していきます。

昭和57年の全青税代議員総会は地元、神戸と決定しており、大青税として全力で取組んでおります。

全国の青税会員が神戸に結集し、研究、友愛、親睦の広場となる様、会場の設営準備を開始しております。以上大青税の近況を報告します。

〔岡山青年税理士クラブ〕

将来への大きな飛躍を目指して

代表幹事 那 須 一 郎

「岡山青税」は、昭和52年7月、中国四国地方最初の単位青税として発足以来早くも4年を経過し、この間、会員数は発足当時の18名から現在では36名を擁するに成長し、満3周年の昨夏には、いまだ記憶に新しい全国大会を成功裡に開催することができました。

本年度は、設立趣旨の研鑽と親睦の二本柱をより太い幹とすべく、次の事業計画のもとに活動を展開しております。

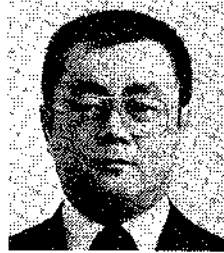
まず、研鑽面では、二つの研究会を設置し、月例会を中間・総括報告の場とし、活発な質疑応答・議論により会員の税理士業務遂行の一助となる資料提供を目指すこととしています。

他方、親睦面では内部結束を図ることはいうま

でもなく、税務署をも含む関係諸団体とのスポーツ大会等により友好を深めることにより、青税の存在及びその意義を外部的に向けて積極的にPRしてゆく考えであります。

以上のように、「岡山青税」は、牛歩の如くではありながらも将来への大きな飛躍を目指して活動しています。

〔鹿児島青年税理士クラブ〕



—中央に負けない

情熱をもって—

代表

谷 山 紘 一

鹿児島青年税理士クラブは、会員相互の親睦を主として、税法研修、情報等の交換をかねて、毎月第三水曜日の夕方から、三時間程時間をかけて例会を開いております。8月現在の会員数は、約30名ぐらいですが、うち例会出席率は、常時8割強です。今年6月の総会で、今年度の役員として会長に谷山紘一、副会長に森征一郎氏と船倉功氏総務会計に田平実俊氏、四人が選ばれました。平均年齢37才の若さですが、中央に負けないぐらいの情熱でこの一年を乗りきってゆく覚悟です。今後、鹿児島青年税理士クラブとしては、中央の執行部から、何人かを鹿児島にょんで、いろんな情報交換を行い、ひとつの刺激剤としたいです。最後に日本全国青税の会員の皆さん、今年もよろしくをお願いします。

単 位 青 税 紹 介

〔埼玉青年税理士連盟〕

—埼玉青税—

1. 沿革

埼玉青税、正確には埼玉青年税理士連盟と称し本年7月をもって満5年を迎えたところである。現在30余名の会員により、埼玉県庁所在地である浦和を中心に活動中である。

東京の石亀邦俊元全国青税会長のご尽力により、埼玉の地に青税組織が結成され、初代会長に土屋昭吾氏が就任し、その後、本多和蔵氏が2代目会長となり、現在の梅田隆志会長が3代目というところである。

創立当初は会活動の中心は浦和を中心に川口、草加の地域の会員が月に一度の研究会兼例会を楽しみに集ったようである。

もっとも、ルーツを辿れば、埼玉青税の歴史は古く、十数年前に県西の人達が主になってクラブとして活動されていたようであり、その後、制度問題をはじめ、税理士法改正問題等諸般の事情により活動が途絶えてしまった。

埼玉県は地図上では東京都とは荒川をはさんで隣り合せでありながらも、税務上では関東信越国税局の管轄となり、当然税理士会も関東信越税理士会となる。

荒川はさして広い河とは思わぬが、鉄橋を越えた埼玉は、古い町である。

近年埼玉県下でも、東京寄りの町では試験合格者の数も増え、やっと古い古い町も新しい町になりつつある希望を早していたが、何故古い古い町並を温存する必要があったのか税理士法が改正されたことにより、またまた試験合格者による新しい町造りは遙かなる道程の感を抜い去れない。

定期総会では代表幹事に梅田隆志君が再選され、各委員会の委員も大巾に入れ替りそれぞれ事業計画も出揃ったところである。

なお総会終了後引き続き北野弘久教授による特別講演が催された。

テーマは「21世紀に向けての税理士の行動理論——平和憲法の空洞化と納税者の権利——

ということで約2時間にわたり講演されたが、テーマの内容からみても、もっと時間をとっての受講を望む声がいきりであった。



特別講演風景

講演終了後、北野先生を囲んでの懇親会は、何はなくとも楽しい集いとなった。

以上が埼玉青税の紹介を兼ねた現況報告であるが、とりわけ埼玉青税会員の唯一の機関紙である「埼玉青税」の発行は広い埼玉を結ぶ重要な絆であり、現在第5号の発行準備中のもようである。

さらにこの秋には千葉青税との合同旅行会の計画もあって、隣接する青税会員が手を結び合って増々青税の輪を広げようというもので秋の訪れを楽しみにしているところである。



総会風景

二、主たる活動

埼玉県は、南は東京都と千葉県に隣接する川口草加、八潮、三郷の辺りから、北は群馬県と隣接する本庄市まで、また西は秩父、長瀨の山奥まで、まさに広い範囲である、しかしながら秩父の山奥にわずかに鉱泉が湧くのみで、名だたる温泉場がなく、したがって大勢を収容する宿泊施設がない。

ともあれ青税活動の中心は、埼玉の中央である浦和を常とし、最近は大宮、川口、草加でも開催するに至った。

昨年からは会員の勉学意欲も高まり、従来の税法研究会に加えて民商法研究会と月二回の研究会となった。

去る七月四日浦和市民会館で開催された第5回



懇親会風景

全国大会東京観光記

大阪 塚本寿一

全国大会も無事終了した7月26日の朝、観光組は2台のハトバスに分乗。今まで幾度も東京へは来ているが、いつも行先は議員会館と税理士会館だけでトンボ返り。一度ゆっくりお上りさん気分を味わいたいものだ、と皆思っていたようだ。

まず六義園に到着。柳沢吉保の下屋敷として元禄15年につくられた約3万坪の回遊式築山庭園。五代将軍綱吉公もしばしば遊んだという。後楽園の広壮さ、兼六園の幽玄さとも異なるが、見事なものだ。よく戦火をくぐりぬけたことだ。どの道を行っても元の道へ出ることに感心する。

次いで浅草観世音。参詣人の多いこと。門前市なす人の波。江戸人の心のふるさととみえる。死んだバアさんがよく歌っていた鳩ポッポの歌碑を見つけなつかしかった(今の童謡とは少々違う)。

皇居。維持管理には大変な費用だろう。天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であって、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基づくとは言うものの、先の大战で父を失い、一家全員バラバラになった経緯があるだけに複雑な感情である。不敬罪(不経罪)でやられるかな。

増上寺。徳川家の墓所。徳川家というバックが無くなると、どこからも収入が無く、土地の切り売りでしのいでいるとのこと。我々の老後もこんなところか。キビシイですよ。境内で広島原爆の写真展をやっていた。カンパと署名をする。

泉岳寺。江戸三大寺の一。家康の命により建立という。おなじみ四十七士の墓所。紫煙が絶えない。何が日本人の心を引きつけるのだろうか。

今日のコースはすべて徳川家ゆかりの場所。幕府崩壊後百余年を経ても、やはり江戸は徳川家でもっているのだなあというのが参加者全員のいつわらぬ印象であったようだ。とまれ楽しい一日であった。東京青税の皆さん本当にありがとう。

生れて始めて珍ゴルフプレーヤー
になる

全青税のゴルフ大会に参加して

岡 平蔵

日曜日の東京の朝は、まだ眠りからさめない。朝6時30分、ゴルフ組みはサンシャインプリンスホテル1Fロビーに集合とのこと。ねむい眼をこすりながら37Fから高速エレベーターで1Fへストパン。

なんせ全青税東京大会2日間の昼夜をわかつたぬ連斗に心身ぐったり。

さて1Fでは待てど暮らせどゴルフウェアがなかなか集まらない。

予定より大きく遅れて7時30分ようやく超高層ビルを後にした。

西武園ゴルフ場は都心から1時間半、一番近いゴルフ場の一つだそうだ。

その一帯は、西武遊園、西武競輪場、西武団地西武鉄道と、いわゆる西武コンツェルンの集合地になっている。

全国から集った青年ゴルファーは、23名、5組でスタートした。

コースは短めのパー72だが、グリーンは富士山のように盛り上ったなら台グリーンで、フェアウェイもアンジュレーションが多く、池、バンカー樹木などの障害物が、あっちこっちで、オイデ、オイデをしている。

インからスタート、私は41、46の87で上ったがパートナーの湖東氏(東京)が75のスリーオーバーでまわられたのには、おどろいた。

だまされたのは西村氏(神戸)。

インを54で上り、これならいけるとニギったところ、とたんにアウト40、思わぬ出費をしてしまった。

ところで発表されたスコア表を見ると、私のハンディは、なんと4.8 シングルプレーヤーもいいところである。

理由はこうだ。ハンディ計算は、6つのかくしホールをつくった変速キャロウエイ方式だが、私はその6つのうち、なんと4つがパー、残り2つをボギーであがった。

偶然ほど怖いものはない。

和歌山へ帰ったら、またハンディ36、不動の4番打者に逆もどりかと思うと内心苦笑せざるを得なかった。

7月も終りに近い炎天下、分科会や総会で激論を闘かわした理論家活動家群も、慣れない白球に追いまわされ、終わったときはみな真黒、童心に返

った一日であった。

税理士をとりまく環境の民主化は、まず肉体と精神のバランスのとれたエネルギーによって達成

される。

黒い顔に白い歯、しっかり握手を交し、再会を約して散々ご東京にわかれを告げた。

チビッコ感想文

東京大会の思い出

5年 国 富 貴 寛 (岡山)

ぼくは、青年税理士のかご島大会にも仙台大会にも、連れて行ってもらいました。去年の大会はぼくのすんでいる岡山であったので遠くへ行かれませんでした。今年は、ぼくが行った事のない東京に連れていってもらえるので、ものすごく楽しみにしていました。サンシャイン60のビルから、けしきを見たらどんなだろうかというのも楽しみでした。サンシャイン60のまん前に来たら、思っていたよりも、すごく大きかったのでびっくりしました。写真にとろうと思たら大きすぎて、全部入りませんでした。お昼ごろ着いたので、水族館やプラネタリウムを見ました。水族館には、これまで見たことがない魚がいっぱいいて、ぼくは、魚や虫が大すきなのでいっしょうけんめいに見ました。前夜祭は、59階でありました。まどから外をのぞくと高いので体がむずむずしました。東京の料理はおいしかったけど、すぐなくなったので

残念でした。2日目のと島園は、今までぼくが行った遊園地の中で一番広くて乗った事のない乗物もたくさんありました。その中でまる木のジェットコースターがーばんおもしろかったです。夜のごん親会でもおもしろい事がありました。くつづみをぬったおじさんがシャネルズのまねをしたことです。いっしょうけんめいに歌ったのであせですみながれていました。この時の料理はいっぱいあっておなかいっぱい食べました。お父さんはあまり食べないでよその人と楽しそうに話ばかりしていました。そして2日も飲みに出て、ぼく達とは遊んでくれませんでした。

3日目は、ハトバスで東京見物をしました。東京駅に着いたら、まだまだ東京にいたい気持ちがしました。

来年は、神戸で大会があるのでまた、連れて行ってほしいです。

チビっ子ツアー

5年 平 松 荘 介 (岡山)

今日は、東京に来て2日目、ぼくは、朝から待ちどろしい。ご飯を食べて間があったので、たか君の部屋に遊びに行った。トランプをした。十分ぐらいたつと、たか君の部屋に、

「チビっ子ツアーの人は、9時半に、ロビーに集まってください。」

と電話がかかってきた。9時になったので、下におりた。ぼくは、名前をよばれて、ふうとうをもらった。目的地の券やパンフレットがはいっていた。それで西武池ぶくろ駅まで歩いて行った。それで、10分ほど待った。ホームに出て電車が、豊島園行に変わった。電車に乗って10分ぐらいかかった。豊島園について、自由になった。ぼくらが一番に乗ったのは、丸太に乗って水にとびこん

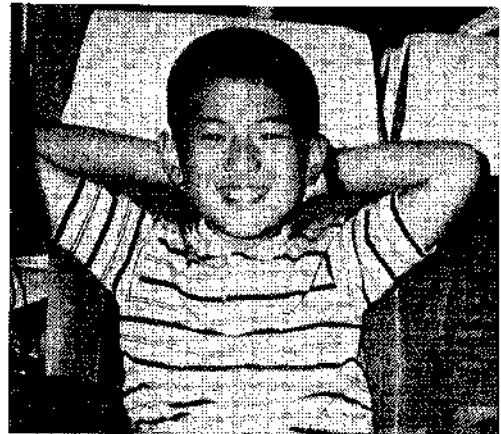
だ。それからミステリーゾーンにはいった。これは、車に乗って行くのです。それで、死んだ人が動いたり、急に前に出たりする。ものすごくこわかった。それで、妹と、さかきばら君の妹は、電車に乗っているの、待ってやった。妹たちは、スキーに乗った。ぼくらは、めずらしい乗物を、いっしょうけんめいさがした。かんばんに出ていないからお母さんたちに聞くと、

「むこうだよ。」

と言ったから走って行った。ジープに乗って行く。このジープ、6人乗りだからちょうどいい。それは、6人だから。出発してます。アフリカの、おしろの中。その次、ドアを出て村に出てぼくらを出むかえ。こんどは、トンネルをぬけ沼へ、カバ

やワニがいた。ライオンやサルがいた。トンネルのはいりがけに、ひょうか、トラがジャンプして上を飛んだ。次は、ゾウ。ゾウが、うわ、と出てきてヘビが、飛びかかってきた。橋だ。たきもある。それで、最後に、アフリカの人が手をふった。ちょっとしらけるな。昼ご飯を食べて車にのった。2回だ。これも、しらけるが、2回のった。それから、プールに行った。ここは、7つのプールがある。波のプールと流れるプールもう1つのプール合計3つでおよいだ。波のプールは、つめたい、ので、流れるプールに行った。流れるプールは、ぬくいし楽しい、じっとしても、すぐ流される。流れる、反対に、泳ぐと、ちっともすすまない。もぐると火じょうぶ。だが、ちっとぐらいはながされる。ぼくは、よくゴムボートにぶつかってから、ぶつかりそうになると、もぐる。なぜ横に、にげないかという、横にはながれがあって泳いでも、まえに、すすんでるのと同じだから。上がって、もう帰らないといけない。ぼくは、丸太に

また乗った。乗るまえにジュースをのんだ。それで、出口に行った。それで、また、待った。それから、電車に、乗って帰った。それで、横の線路に、レッドアローが通った。それで、駅につき、ホテルまで歩いて、ちょっと、ベルトコンベアみたいなののにのった。それで、ホテルについた。楽しい楽しいチビっ子ツアーでした。



平松 莊介君

ちびっ子ツアー

3年 平松 敬美 (岡山)

きょう、ホテルから、あるいて駅まで行って、でん車にのってとしまえんにいった。さいしょは、ゆうえんちについて、ようちえんの人と、汽車にのった。とちゅうおもちゃの牛がいた。次に、とんねるがあった。みじかいとんねるだった。とんねるがおわったとき、えきについて、うんでんしゅさんの、おにいさんが、

「しゅうてんでーす。」

といった。そういうとようちえんの人は、

「ちえ、もうおわりかっ。」

といったときおにいちゃんたちがきて、

「もうおわったん。」

といった。わたしたちは、

「うん。」

といった。次におにいちゃんたちがわたしたちに、

「もう一回おもしろそうなののにのりたい。」

と言ったので、わたしたちは、スキーみたいなのりものについてみました。すごいスピードで回るのですこしこわかった。でもおもしろかった。おわってから、ようちえんの人は、

「もう一回のりたいな。」

といった。わたしたちは、

「もうあまり時間ないよ、プールでおよぐんだから。」

といった。そして、すこしあるいていくとお母さんたちにあって、お母さんたちが、

「アフリカゾウというのがおもしろいよ。」

といったのでわたしたちとおにいちゃんたちとでアフリカゾウにいきました。

わたしは、『おぼけがでるかな。』とどきつとした。でもそんなことより人なんかがでてくるところは、人形でどうぶつがでてくるところも人形だったのでぜんぜんこわくありませんでした。そのつぎに、おひるごはんをたべてプールにいった。ようちえんの人と水ぎにきがえについて、しょうどく水にはいってシャワーをあびるとき、ようちえんの人は、わたしに、

「まって。」

といった。さいしょに小プールにはいってクロールをおよいだり、すべりだいにいたりしてあそびました。そのつぎになみのプールにいてもぐったり、およいだりとんだりしてあそびました。でも、もうじかんなのでプールからあがりました。おにいちゃんたちは、またゆうえんちについて

りもののにのっていたので、わたしたちは、とみえちゃんともりちゃんとそのおばちゃんたちでおはなしの国には行ってそのあとに、メリーゴーランドののってから、おにいちゃんたちにあつていっしょにみんなとまちあわせのところでまっています。そして、みんなあつまったので、ホテルにかえりました。

岡山には、こんなゆうえんちがないのでたのしかったです。



平松敬美ちゃん

広報部よりお願いノ

原稿を募集します。

制度問題、業務問題、研究論文、税務事例、あるいは随筆なんでも結構です。

字数 一行22字で横書きです。

原稿用紙必要な場合は、全青税事務局へ御連絡下さい。

原稿送付先 〒151

東京都渋谷区千駄ヶ谷5-20-11

第一シルバービル501

全国青年税理士連盟事務局

T E L (03) 354-4162

不明な点は、広報部長、益子良一まで。

T E L (045)314-5081

編 集 後 記

◎新執行部になって初めての、それも「横書き」の紙面になって初めての広報をお届けします。

いかがでしたでしょうか。ページ数も従来と比べて多く、28ページになってしまいました。

また、表紙は、東京大会を中心に組んでいますので、カラーとしてみました。少しでも親しまれる広報ということで、初めての試みですので、忌憚のない感想をお聞かせ下さい。

◎紙面に載っている大会の写真は、主に神奈川県青税の星川隆道会員に写してもらったものであり、また大阪合同の川口耕次郎会員より写真提供をうけたものです。紙面を借りてお礼申し上げます。

◎従来載せている「主張」は、会長あいさつをもって代えさせていただきます。会長あいさつでもありますように「納税者の權益を擁護」する基本姿勢を堅持して、今一度「基本要綱」の再構築を計るための新たなる運動を展開しなければなりません。そのためにも、私たちの組織を拡充すると同時に、日税連組織の民主的改革をおすすめるべきではないかと考えます。

◎各地域の単位青税の活動報告を載せましたが、共通していることは、各地とも税理士会の良心としてがんばっているということです。

◎単位青税の紹介ということで、埼玉青税に登場願いました。紹介記事は、会報を発行するごとに、

載せていくつもりです。依頼のいきました単位会は、原稿のほうよろしくお願ひします。

◎分科会報告は、いかがでしたでしょうか。1年間の研究成果の発表を少ない紙面でコンパクトにまとめてあります。

◎業務改善研究発表は、合理的顧問報酬の決め方あるいは、マイコンへの取り組みかたと、我々が日常業務をおこなっていく上で役にたつ面が多々あると思います。

◎熊本「牛島税理士訴訟」については、執筆者の言うとおり、熊本の一税理士の問題ではなく、全国の税理士にとって、今回の新税理士法の成立が、いかに国民のための税理士制度と程遠いものかを示すものであります。

◎東京大会に参加したチビっ子のみなさんを代表して、岡山青税の会員のお子さんである、国富貴寛君、平松莊介君及び平松敬美ちゃんに感想文を書いてもらいました。

チビっ子のみなさん、来年の神戸大会にも参加して感想文よろしくお願ひします。

◎和歌山の青色取消事件については、第四分科会でもとりあげていますが、特殊な事件ではなく身近な問題として、裁判の進行にあわせて今後も掲載していく予定です。

◎広報は、会員みなさんの手によってつくりあげていくものですので、制度問題はもちろんのこと、研究論文、税務事例、随筆となんでも結構ですから、原稿をお寄せ下さい。